

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民、自治会、まちづくり委員会及び事業者等（以下「市民等」という。）が所有又は管理する井戸のうち承諾を得たものについて、その所在情報等を登録し広報することにより、災害時における地域住民の応急用の生活用水の確保を図るため、呉市災害時協力井戸共助利用支援事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時 震災等の大規模災害による上水道の断水時をいう。
- (2) 生活用水 飲用以外のトイレ、掃除等に使用する水をいう。
- (3) 災害時協力井戸 災害時に生活用水を市民に提供可能な井戸として本市に登録されたものをいう。

(登録の要件)

第3条 災害時協力井戸として登録できる井戸は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に所在する井戸であって、継続的に使用が可能なものであること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 安全に使用が可能であること。
- (4) 地域住民に周知を行うため、井戸の所在情報等を公表することについて、井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の同意が得られること。

(登録の届出)

第4条 災害時協力井戸として登録しようとする所有者等は、災害時協力井戸登録申請書（様式第1号）により市長に届け出るものとする。

(登録の決定)

第5条 市長は、前条に規定する届出があったときは、登録の可否について調査し、その結果について災害時協力井戸登録決定通知書（様式第2号）により所有者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録することを決定したときは、所有者等に所定の登録標識を交付するものとする。

(遵守事項)

第6条 前条の規定により登録の決定を受けた所有者等（以下「登録者」という。）は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 災害時は、市民への生活用水の円滑な提供に努めること。

(2) 前条の登録標識（以下「登録標識」という。）を災害時協力井戸の周辺等見やすい場所に掲示すること。

（水質検査等）

第7条 登録者は、災害時において災害時協力井戸の水を使用するときは、水質検査を行うなど、井戸水の衛生確保に努めるものとする。

（公表）

第8条 市長は、災害時に地域住民等が災害時協力井戸を活用できるよう、登録者の承諾を得た範囲で、災害時協力井戸の所在情報等の公表を行うものとする。

（登録期間）

第9条 災害時協力井戸の登録期間は、第5条第1項の規定による登録決定の通知があった日から当該日の属する年度の末日までとする。

2 前項の登録期間は、登録者から更新をしない旨の申出があった場合を除き、1年ごとにこれを自動で更新することができるものとする。

（登録の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、災害時協力井戸の登録を取り消すことができる。

(1) 登録者から災害時協力井戸登録取消申請書（様式第3号）により災害時協力井戸の登録の取消しの申請があったとき。

(2) 第3条各号に規定する要件を満たさなくなったとき。

(3) その他市長が災害時協力井戸として登録することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により災害時協力井戸の登録を取り消したときは、災害時協力井戸登録取消決定通知書（様式第4号）により、当該登録者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた登録者は、原則として第5条第2項の規定により交付された登録標識を市長に返還するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。